

川口市産品公共工事活用促進制度実施要領

1 目的

この制度は、川口市中小企業振興条例（平成 22 年 3 月 24 日条例第 17 号。以下「条例」という。）の理念に基づき、市産品を製造している企業を広く紹介することで、市産品の更なる活用を促進し市内企業の振興を図ることを目的とする。

2 市産品の定義

この制度で定める市産品とは、次の条件のいずれかに該当するものとする。

- (1) 本店または本社（以下、「本店等」という。）が川口市内に所在し、その企業の直営工場または圃場（以下、「直営工場等」という。）で製造（生産）されたもの。
- (2) 本店等が川口市外に所在し、川口市内に所在する直営工場等で製造（生産）されたもの。
- (3) その他、本市に所在する産業支援機関又は条例第 2 条第 2 号に規定する中小企業団体に所属する企業において製造（生産）されたもの。ただし、建材に関しては、販売されたものを含む。

3 市産品の規格及び仕様等

この制度で定める市産品において、規格及び仕様等が次の図書で定められている場合は、それらを満たすものとする。

- (1) 埼玉県土木工事实務要覧（最新版）
- (2) 公共建築工事標準仕様書（最新版）
（建築工事編・電気設備工事編・機械設備工事編）
- (3) 日本工業規格

4 登録申請手続

この制度の登録申請の手続きは、次のとおりとする。

ただし、申請の内容に不備がある場合や、紹介することが適当でない場合は、不受理とすることができる。

- (1) 所定の登録申請書に必要な事項を記入のうえ、市に提出すること。
- (2) 本店等及び直営工場等の所在が確認できる資料を提出すること。
- (3) 製造している製品及び規格等について確認できる資料（カタログ等）を提出すること。卸業の場合は、取扱う製品について確認できる資料（カタログ等）
- (4) 紹介内容に変更又は訂正があった場合は、すみやかに届出を行うこと。

5 紹介情報の内容

登録企業の紹介情報は、次の内容とする。

- (1) 企業の名称

- (2) 本店等及び直営工場等の所在地
- (3) 市産品の名称及び規格等（ただし、個別の製品名等は掲載しない。）
- (4) 代表者役職名及び氏名
- (5) 連絡先及び連絡担当者
- (6) ホームページURL
- (7) その他、公開することにより市産品の活用が促される情報
- (8) 所属する産業支援機関又は中小企業団体

6 公開情報の更新の調査

この制度において公開する登録情報を更新するため、以下のことを行う。

- (1) 登録年度から5年を超えない範囲で紹介情報を調査し、更新を行う。
- (2) 登録する企業は、更新の調査に協力するものとする。

7 登録の取り消し

次の各項目に該当する場合、登録を取り消すことができる。

- (1) 申請内容に虚偽があったとき。
- (2) 登録する企業において市産品が製造されなくなったとき。
- (3) 登録する企業から取り消しの申し出があったとき。
- (4) 登録する企業と連絡がとれないとき。
- (5) 前6の調査の結果、市産品に該当しないことが判明したとき。
- (6) 前6の調査に協力しないとき。
- (7) その他、登録することが不相当であるとき。

8 活動への協力

この制度において登録された企業は、市が実施する市産品活用促進活動に対して、積極的に協力すること。

9 紹介にかかる責任

この制度において紹介する情報の取り扱いについて、以下のとおりとする。

- (1) 公共工事における活用の参考として紹介するものであり、市が製品の品質及び公共工事への優先的利用等を保証するものではない。
- (2) 紹介情報に関する問い合わせ、トラブル、苦情等については、紹介する企業が責任を持って対応するものとする。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成30年1月1日から実施する。

(参考)

【文言の定義】

①「企業」とは、民間が出資し、営利を目的として一定の計画に従って経済活動を行う経済主体のこと。

【例】個人企業…個人商店、農家など

法人企業…会社企業（株式会社、合名会社、合資会社、合同会社）、組合企業（農業協同組合など）

②「本店」とは、登記所に登録する（1箇所しか登録できない）場所。

※国税は本店住所で課税。地方税は本店、本社、工場、営業所の規模で課税。

③「本社」とは、会社事務を行う場所。本社を数カ所設置することができる（東京本社、大阪本社など）。

【例】本店が東京で本社が川口市の会社の製造品は、市産品に該当する。

【事業実施の流れ】

①「川口市産品公共工事活用促進制度実施要領」に基づき、公共工事に利用可能な「市産品企業リスト」を作成し、市のHPで公開する。（産業振興課）

②市が発注する全ての工事（水道・病院含む）の指名参加業者に対して、指名通知に経済部で行なっている制度を紹介する文言を入れる。（工事発注担当課）

③全ての工事の受注者に対して、市産品の使用促進への協力依頼文（経済部長名）を渡す。（工事所管課・工事監督員）

※リストは、市のHPで確認してもらう。

④当初契約金額が500万円以上（税込み）の工事受注者に対しては、市産品の使用状況等のアンケートを実施する旨周知・配布する。（工事所管課・工事監督員）

⑤工事所管課は、工事終了後にアンケートを回収し、月毎に集計して、原本（又は電子データ）とともに産業振興課へ送付する。原本は、集計後電子データにて保管する。

⑥産業振興課は、アンケート結果を分析して、今後の経済施策に活かす。